

田辺市修学奨学生（奨学金）願書（様式1）の記入について

1. 「生計を一にする家族及び所得」欄

(1) 同居している人は全員記入してください。

生計を一にしている人は、同居、別居を問わず全員記入してください。

(2) 別居独立の生計を営む兄弟や、生計を一にしない別居の祖父母等並びに生別した人は、記入する必要はありません。

(3) 「続柄」は出願者本人から見た関係を、「年齢」は出願時現在で記入してください。

(4) 「就学者」とは、次の学校に在学する人をいいます。

- ・小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、特別支援学校、専修学校
- ・専修学校における就学者とは、学校教育法第124条に規定する学校に就学する人で、第134条に規定する各種学校へ在学する人は、就学者に含まれません。

(5) 「職業」について、勤労者は勤務先、自営の場合は業種名・店名等を記入してください。

(6) 「所得の種類」は所得証明書に記載の名称を記入してください。

※同一人で2種以上の所得があるときは、適宜上下に区分して記入してください。ただし、いずれも給与所得の場合は合計した金額を記入してください。

(7) 「所得（利益）金額（税込）」は、所得証明書の所得金額を記入してください。

2. 「事業内容」欄

事業所得、農業所得の場合は、詳しく記入してください。

3. 「家庭事情」欄

奨学金の貸与を希望するに至った事情等を具体的に記入してください。

親戚知人からの援助、生活保護法の扶助費、失業給付金等、所得証明書に記載されていない収入がある場合は、その収入についても記入してください。

4. 「署名」欄

(1) 「連帯保証人」は、保護者と別世帯で独立して生計を営む方が記入してください。

「連帯保証人」は、成年者にしてください。

「連帯保証人」欄は、必ず本人に自署・押印してもらってください。

(2) 「年月日」は、願書を学校へ提出する年月日を記入してください。

田辺市修学奨学生（奨学金）推薦調書（様式2）について（中学校用）

1. 「住所」欄

住所は、学校在学時の住所を記入してください。

2. 「学習の成績」欄

5段階評価で記入してください。5段階評価でない場合は、5段階評価に換算し記入してください。

3. 「推薦所見」欄

学業、勉学への意欲、身体（健康状況）、家庭状況（特に詳しく記入）について記入してください。

4. 「判定」欄

田辺市修学奨学生所得基準表により、判定をお願いします。「世帯所得合計額」が所得基準以下の者を推薦してください。

書類の作成と所得証明等についてのお願い

1. 書類の作成について

「田辺市修学奨学生（奨学金）願書の記入について」、「田辺市修学奨学生所得基準表」によりますが、次のことについてよろしくご指導願います。

(1) 願書について

① 願書の提出は、高校、高等専門学校等への進学希望者を対象とします。

② 所得

次の点について、ご注意願います。

a. 家族構成、修学状況その他から判断して所得が過少であると思われるとき。

（1年分か、援助関係はないか等）

b. 母子家庭、高齢者・障害者のいる家庭（年金の有無とその額を記入させてください。また、養育費受取額がある時はその額を記入させてください。）

c. 農家で耕作面積に比して所得が少ないとき。

（所得が少なくなった事情—幼木、立地条件の不利等を記入させてください。）

d. 所得記入のないとき。

（現在の生活費の出所を願書に記述させてください。）

2. 所得証明書等の扱いについて

募集要項に記載の必要書類が揃っているかご確認ください。所得証明書は、就学前児童及び就学者以外の家族全員のものがが必要です。市税完納証明書は保護者の人数分必要です。

※ 源泉徴収票や年金支払通知では、他の所得の有無や所得額がわかりませんので必ず所得証明書をお願いします。

3. 書類等の提出について

・生徒の学校への提出は令和3年1月29日（金）にしています。

・「判定」のうえ推薦調書等を添えて、令和3年2月5日（金）までに田辺市教育委員会教育総務課へ提出願います。

※ 書類の不備、記入漏れ等は、判定材料を欠くものとして、選考から除外されることもありますので不備の無いようお願いいたします。

田辺市修学奨学生（奨学金）推薦調書（様式2）について（高等学校用）

1. 「住所」欄
住所は、学校在学時の住所を記入してください。
2. 「学習の成績」欄
成績証明書（成績見込証明書）を添付してください。
3. 「推薦所見」欄
学業、勉学への意欲、身体（健康状況）、家庭状況（特に詳しく記入）について記入してください。
4. 「判定」欄
田辺市修学奨学生所得基準表により、判定をお願いします。「世帯所得合計額」が所得基準以下の者を推薦してください。

書類の作成と所得証明等についてのお願い

1. 書類の作成について
「田辺市修学奨学生（奨学金）願書の記入について」、「田辺市修学奨学生所得基準表」によりますが、次のことについてよろしくご指導願います。
 - (1) 願書について
 - ① 願書の提出は、専修学校専門課程、大学等への進学希望者に加え、在学学生も対象とします。
 - ② 所得
次の点について、ご注意願います。
 - a. 家族構成、修学状況その他から判断して所得が過少であると思われるとき。
(1年分か、援助関係はないか等)
 - b. 母子家庭、高齢者・障害者のいる家庭（年金の有無とその額を記入させてください。また、養育費受取額がある時はその額を記入させてください。）
 - c. 農家で耕作面積に比して所得が少ないとき。
(所得が少なくなった事情—幼木、立地条件の不利等を記入させてください。)
 - d. 所得記入のないとき。
(現在の生活費の出所を願書に記述させてください。)
2. 所得証明書等の扱いについて
募集要項記載の必要書類が揃っているかご確認ください。所得証明書は、就学前児童及び就学者以外の家族全員のものがが必要です。市税完納証明書は保護者の人数分必要です。
※ 源泉徴収票や年金支払通知では、他の所得の有無や所得額がわかりませんので必ず所得証明書をお願いします。
3. 書類等の提出について
 - ・生徒の学校への提出は令和3年1月29日（金）にしています。
 - ・「判定」のうえ推薦調書等を添えて、令和3年2月5日（金）までに田辺市教育委員会教育総務課へ提出願います。※ 書類の不備、記入漏れ等は、判定材料を欠くものとして、選考から除外されることもありますので不備の無いようお願いいたします。